

建築士事務所の登録申請等の業務

従来、愛媛県が行っていた建築士事務所の登録申請等の業務について、建築士法第26条の3第1項の規定に基づき、一般社団法人愛媛県建築士事務所協会が指定(平成21年3月24日指定)を受け行うことになりました。県内に事務所のある建築士事務所の登録・閲覧事務等は、平成21年4月1日より、当協会にて、手続きを行っていただくことになりました。

■書類の閲覧

新法の規定により、建築士事務所の「登録簿」及び「設計等の業務に関する報告書」を一般の皆様にご公開しています。

■各種証明書の発行

建築士事務所(一級・二級・木造)の登録証明書を、発行しています。

■必要申請書類

新規・更新登録	正副2部(副本はコピー可)
変更届・廃業届	正本1部
登録証明願	正本1部

◆手数料<新規・更新><変更は手数料不要>

(一級)18,000円 (二級・木造)13,000円

愛媛県手数料条例2条に定める額。

(平成29年4月1日改正一級手数料・令和元年10月1日二級手数料)

◆手数料<登録証明書>(一通) 600円<別途証明書が必要な場合の手数料>

愛媛県証明事務等に係る手数料条例に定める額。(平成25年4月1日改正)

■手数料等の納入方法(下記口座へ送金願います。県証紙は使用できません。)

指定口座	： (郵便局・ゆうちょ銀行) (*振込手数料はご負担下さい)
口座番号	： 01600-3-76581番
口座名称	： 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会
(フリガナ)	： イッハンシャダンホウジン エヒメケンケンチクシジムシヨキョウカイ

■提出先・問合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページを参照ください)

TEL089-945-5200 FAX089-945-5318

なお、申請書類は直接ご持参ください。直接持参できない理由(遠隔地等)のある方は、**必ず受取確認**のできる**簡易書留**等で、提出してください。